

令和5年度 社会福祉法人北区社会福祉協議会 非常勤職員募集要項

北区社会福祉協議会では、下記のとおり非常勤職員を募集します。

記

1. 募集内容

- | | |
|-------------|---|
| (1)募 集 人 員 | 若干名 |
| (2)勤 務 地 | 北区社会福祉協議会事務局（北区岸町1丁目6-17） |
| (3)職 務 内 容 | 北区社会福祉協議会の行う各種福祉事業における事務および相談援助業務。 <ul style="list-style-type: none">・高齢者や障害者、生活困窮者などに対する相談援助業務（訪問相談含む）・サービス提供に関する各種連絡・調整事務・事業推進に関して行う各種研修会の企画・運営・事業実績等の集計、報告書作成などの事務・その他、社会福祉協議会の行う事業やイベントに関する業務 ※具体的な業務内容や配属は、採用後決定します。 |
| (4)雇 用 形 態 | 非常勤職員 |
| (5)雇 用 期 間 | 令和4年5月1日～令和6年3月31日 |
| (6)試 用 期 間 | 6ヵ月（同条件） |
| (7)契 約 更 新 | 雇用契約の更新について双方の合意があった場合、契約更新する場合があります。 |
| (8)学 歴 | 不問 |
| (9)年 齢 | 当会の規則では、65歳に達した最初の3月31日までで、以降契約更新をしないこととなっております。（定年となっております。） |
| (10)資格・経験等 | 不問（ただし福祉職、相談援助業務などの経験がある方を優遇します。） |
| (11)賃 金 | 月給190,800円
（基本給159,000円＋地域手当31,800円） |
| (12)賞 与 | 年2回 |
| (13)通 勤 手 当 | 規定により支給（限度額 月額55,000円） |
| (14)昇 給 | なし
※ただし、双方の合意に基づく契約更新により継続勤務した場合、勤務年数により基本月額の変更（増額）があり得ます。 |
| (15)勤 務 時 間 | 8：30～17：15 |
| (16)休 憩 時 間 | 60分 |
| (17)勤 務 日 数 | 月18日
ア. 原則として月～金曜日で月18日勤務です。
イ. イベント等により、土曜・日曜・祝日に勤務していただくことがあります。 |
| (18)休 日 | 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
※行事等により、年間数日程度、休日の勤務があり得ます。 |

(19)年次有給休暇	あり
(20)他 の 休 暇	夏季休暇、慶弔休暇、産前産後休暇、育児・介護休業制度等整備
(21)社 会 保 険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金
(22)退職金制度	なし
	ただし、東京都社会福祉協議会従事者共済に任意により加入できます。
(23)福 利 厚 生	東京広域勤労者サービスセンター、福利厚生センター（ソウェルクラブ）
(24)定 年	65 歳（65 歳に達した最初の 3 月 31 日まで）

2. 応募・選考

- (1)応募方法 以下①～③を本会 管理系宛に郵送またはご持参ください。
- ①指定応募用紙（本会ホームページよりダウンロードし、自筆で記入してください）
 - ②職務経験のある方は職務経歴書（書式自由）
 - ③返信用封筒（角 2 サイズ、140 円切手貼付。返信先宛名記入）
- ※郵送される封筒の表に「非常勤職員応募」と朱書きしてください。
- ※郵便事故は責任を負いかねます。
- (2)募集期限 令和 5 年 3 月 31 日（金）必着
- (3)選考方法 適性検査及び面接試験
- (4)選考試験日 ①適性検査
- 令和 5 年 4 月 7 日（金） 9 時 30 分～10 時 30 分頃
- ②面接試験 （ ①の適性検査通過者のみ ）
- 令和 5 年 4 月 14 日（金） 9 時 30 分～12 時 30 分頃
- （上記時間のうち 1 人 30 分間程度）人数により終了時間は前後します。
- (5)試 験 会 場 岸町ふれあい館（北区岸町 1-6-17）3階 第5集会室

3. 応募及び問合せ先

社会福祉法人北区社会福祉協議会 管理係（担当；田中、大澤）

〒114-0021 東京都北区岸町 1-6-17

電話 03（3906）2352／FAX03（3905）4653